大量保有報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【根拠条文】 法第27条の26第1項

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所

弁護士 月岡 崇

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

 【報告義務発生日】
 2025年11月14日

 【提出日】
 2025年11月21日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ダイセキ
証券コード	9793
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1989年11月22日
代表者氏名	マシュー・ファー
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 赤星 翔音
電話番号	03-6889-7000

## (2)【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

#### (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
第3項本文	第3項第1号	第3項第2号

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド(E09662)

大量保有報告書	(特例対象株券等)

					一百(行が以外が分
株券又は投資証券等(株・口)					2,526,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A			Н	
新株予約権付社債券(株)	В		-	1	
対象有価証券カバードワラント	С			J	
株券預託証券					
株券関連預託証券	D			К	
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	Е			L	
対象有価証券償還社債	F			М	
他社株等転換株券	G			N	
合計 (株・口)	0	Р		Q	2,526,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	•			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S				
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т				2,526,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U				

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年11月14日現在)	V 48,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	5.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッドが顧客等と締結する投資一任契約等